

工事の入札に係る技術者及び現場代理人の取扱いの変更について

標記のことについて、平成27年1月より取扱いを変更しますので、お知らせします。

1. 契約時に選任する技術者及び現場代理人について

工事に係る一般競争入札の場合、競争参加資格確認申請時に「現場代理人等配置予定届」を提出していただきますが（複数人の届出が可能）、平成27年1月以降は、契約を締結する案件について必ず「現場代理人等配置予定届」により届け出た者の中から技術者及び現場代理人を選任してください。

2. 同日開札の複数の案件に参加する場合の技術者及び現場代理人の取扱いについて

工事に係る一般競争入札で、同日開札の複数の案件に参加する場合、競争参加資格確認申請時に提出する「現場代理人等配置予定届」により、同一の者を複数の案件の技術者又は現場代理人として届け出ることができます。ただし、開札の状況により、技術者又は現場代理人の配置ができないと認められた場合、以降の案件について入札を無効とします。

なお、入札が無効となった場合であっても、不利益な取扱いを受けることはありません。